

令和4年8月25日提出

令和4年9月市議会定例会 議案参考資料

木 更 津 市

令和４年９月市議会定例会議案参考資料目録

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 ５ ７ 号	木更津市教育委員会委員の履歴事項	１
議 案 第 ５ ８ 号	木更津市公平委員会委員の履歴事項	２
議 案 第 ６ ０ 号	附属機関設置条例の新旧対照表	３
議 案 第 ６ １ 号	手数料条例の新旧対照表	４
議 案 第 ６ ２ 号	木更津市職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表	９
議 案 第 ６ ３ 号	木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の新旧対照表	１３
議 案 第 ６ ４ 号	木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	１４
議 案 第 ６ ５ 号	木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の新旧対照表	１８
議 案 第 ６ ６ 号	位置図・仮換地位置図	２１
議 案 第 ６ ７ 号	江川総合運動場拡張整備（サッカー場）施設整備工事平面図 入札結果調書	２２
議 案 第 ６ ８ 号	江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事平面図 変更内容及び変更理由	２４
議 案 第 ６ ９ 号	千葉県市町村総合事務組合規約の新旧対照表	２６

議案第 57 号 (木更津市教育委員会委員の任命)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 豊 田 雅 之

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

(活動実績)

年度	出席を依頼した回数	出席回数	備考
平成 30	7	7	
令和 元	13	13	
2	13	13	
3	12	12	
4	4	4	※7月までの実績

議案第 5 8 号 (木更津市公平委員会委員の選任)

履 歴 事 項

住 所 □□□□□□□□□□

氏 名 渡 邊 秀 孝

生年月日 □□□□□□□□□□

(経 歴)

新旧対照表

○議案第60号 附属機関設置条例の一部を改正する条例

新						旧					
附属機関設置条例						附属機関設置条例					
昭和34年9月28日 条例第28号						昭和34年9月28日 条例第28号					
別表（第3条）						別表（第3条）					
附属機関						附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期	附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
略						略					
木更津市水産振興計画策定検討委員会	木更津市水産振興計画の策定について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者	20人以内	1年以内	木更津市水産振興計画策定検討委員会	木更津市水産振興計画の策定について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者	20人以内	1年以内
木更津市農業振興推進委員会	木更津市農業振興計画の策定及び推進について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 公募 4 関係行政機関の職員	20人以内	2年						

新旧対照表

○議案第61号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例			手数料条例		
昭和31年3月27日 条例第2号			昭和31年3月27日 条例第2号		
別表第3（第2条）			別表第3（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略			略		
建築基準法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	建築許可申請1件につき 120,000円	建築基準法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	建築許可申請1件につき 120,000円
建築基準法第85条第7項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	建築許可申請1件につき 160,000円	建築基準法第85条第6項の規定による仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	建築許可申請1件につき 160,000円
略			略		
建築基準法第87条の3第6項の規定による興行場等の使用の許可の申請に対する審査	興行場等使用許可申請手数料	建築許可申請1件につき 120,000円	建築基準法第87条の3第5項の規定による興行場等の使用の許可の申請に対する審査	興行場等使用許可申請手数料	建築許可申請1件につき 120,000円
建築基準法第87条の3第7項の規定による特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査	特別興行場等使用許可申請手数料	建築許可申請1件につき 160,000円	建築基準法第87条の3第6項の規定による特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査	特別興行場等使用許可申請手数料	建築許可申請1件につき 160,000円
略			略		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	（1）申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の規定に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき ア 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しな	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	（1）申請に係る長期優良住宅建築等計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の規定に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき ア 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しな

いものに限る。以下この項において同じ。) 12,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 5戸以下のもの 23,000円

(イ) 5戸を超え10戸以下のもの
40,000円

(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの
62,000円

(エ) 25戸を超え50戸以下のもの
108,000円

(オ) 50戸を超え100戸以下のもの
176,000円

(カ) 100戸を超え200戸以下のもの
295,000円

(キ) 200戸を超え300戸以下のもの
367,000円

(ク) 300戸を超えるもの 403,000円

(2) (1)以外の場合 認定申請1件につき

ア 一戸建ての住宅 62,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 5戸以下のもの 152,000

いものに限る。以下この項において同じ。) 12,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 5戸以下のもの 23,000円

(イ) 5戸を超え10戸以下のもの
40,000円

(ウ) 10戸を超え25戸以下のもの
62,000円

(エ) 25戸を超え50戸以下のもの
108,000円

(オ) 50戸を超え100戸以下のもの
176,000円

(カ) 100戸を超え200戸以下のもの
295,000円

(キ) 200戸を超え300戸以下のもの
367,000円

(ク) 300戸を超えるもの 403,000円

(2) (1)以外の場合 認定申請1件につき

ア 一戸建ての住宅 62,000円

イ 共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(ア) 5戸以下のもの 152,000

		円 (イ) 5戸を超え10戸以下のもの 244,000円 (ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 483,000円 (エ) 25戸を超え50戸以下のもの 879,000円 (オ) 50戸を超え100戸以下のもの 1,531,000円 (カ) 100戸を超え200戸以下のもの 2,835,000円 (キ) 200戸を超え300戸以下のもの 4,060,000円 (ク) 300戸を超えるもの 4,970,000円			円 (イ) 5戸を超え10戸以下のもの 244,000円 (ウ) 10戸を超え25戸以下のもの 483,000円 (エ) 25戸を超え50戸以下のもの 879,000円 (オ) 50戸を超え100戸以下のもの 1,531,000円 (カ) 100戸を超え200戸以下のもの 2,835,000円 (キ) 200戸を超え300戸以下のもの 4,060,000円 (ク) 300戸を超えるもの 4,970,000円
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	(1) 申請に係る長期優良住宅維持保全計画が、登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の規定に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき ア 一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。） 12,000円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） (ア) 5戸以下のもの 23,000円 (イ) 5戸を超え10戸以下のもの			

	<u>40,000円</u>
(ウ)	<u>10戸を超え25戸以下のもの</u>
	<u>62,000円</u>
(エ)	<u>25戸を超え50戸以下のもの</u>
	<u>108,000円</u>
(オ)	<u>50戸を超え100戸以下のもの</u>
	<u>176,000円</u>
(カ)	<u>100戸を超え200戸以下のもの</u>
	<u>295,000円</u>
(キ)	<u>200戸を超え300戸以下のもの</u>
	<u>367,000円</u>
(ク)	<u>300戸を超えるもの</u> 403,000円
(2)	(1)以外の場合 認定申請1件につき
ア	一戸建ての住宅 <u>62,000円</u>
イ	共同住宅等 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ、それぞれに定める額を一の共同住宅等における申請戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
(ア)	<u>5戸以下のもの</u> 152,000円
(イ)	<u>5戸を超え10戸以下のもの</u>
	<u>244,000円</u>
(ウ)	<u>10戸を超え25戸以下のもの</u>
	<u>483,000円</u>
(エ)	<u>25戸を超え50戸以下のもの</u>
	<u>879,000円</u>
(オ)	<u>50戸を超え100戸以下のもの</u>
	<u>1,531,000円</u>
(カ)	<u>100戸を超え200戸以下のもの</u>
	<u>2,835,000円</u>
(キ)	<u>200戸を超え300戸以下のもの</u>
	<u>4,060,000円</u>

		(ク) 300戸を超えるもの 4,970,000円
略		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第4項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を新築する場合に限る。）に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
略		

略		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	変更認定申請1件につき、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第4項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請（住宅を新築する場合に限る。）に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
略		

新旧対照表

○議案第62号 木更津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月27日 条例第2号 (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に<u>育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 略 イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> (ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)</u>において育児休業をしている非常勤職員であって、<u>同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> (イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業</u>	木更津市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月27日 条例第2号 (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 略 (3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) 略 イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u>

の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

（1） 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

（2）・（3） 略

（4） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 略

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

（1）・（2） 略

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) 略 (5) 略 (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。 (7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。 (育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)	準として条例で定める期間は、57日間とする。 (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) 略 (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3箇月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。 (6) 略 (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。 (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。
第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) 略 (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3箇月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。 (7) 略	(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) 略 (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3箇月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。 (7) 略

新旧対照表

○議案第 6 3 号 木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧																																										
木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例 平成30年 3 月14日 条例第 2 号	木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例 平成30年 3 月14日 条例第 2 号																																										
別表（第12条第 3 項）	別表（第12条第 3 項）																																										
<table><tr><th>利用区分</th><th>単位</th><th>利用料金</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>会議室 3</td><td>1 時間当たり</td><td>250円</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>和室 2</td><td>1 時間当たり</td><td>200円</td></tr><tr><td><u>コワーキングスペース（1 人 1 席利用）</u></td><td><u>1 時間当たり</u></td><td><u>50円</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	利用区分	単位	利用料金	略			会議室 3	1 時間当たり	250円	略			和室 2	1 時間当たり	200円	<u>コワーキングスペース（1 人 1 席利用）</u>	<u>1 時間当たり</u>	<u>50円</u>	略			<table><tr><th>利用区分</th><th>単位</th><th>利用料金</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>会議室 3</td><td>1 時間当たり</td><td>250円</td></tr><tr><td><u>会議室 4</u></td><td><u>1 時間当たり</u></td><td><u>250円</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>和室 2</td><td>1 時間当たり</td><td>200円</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	利用区分	単位	利用料金	略			会議室 3	1 時間当たり	250円	<u>会議室 4</u>	<u>1 時間当たり</u>	<u>250円</u>	略			和室 2	1 時間当たり	200円	略		
利用区分	単位	利用料金																																									
略																																											
会議室 3	1 時間当たり	250円																																									
略																																											
和室 2	1 時間当たり	200円																																									
<u>コワーキングスペース（1 人 1 席利用）</u>	<u>1 時間当たり</u>	<u>50円</u>																																									
略																																											
利用区分	単位	利用料金																																									
略																																											
会議室 3	1 時間当たり	250円																																									
<u>会議室 4</u>	<u>1 時間当たり</u>	<u>250円</u>																																									
略																																											
和室 2	1 時間当たり	200円																																									
略																																											
備考 1 ～ 3 略 4 営利又は営業の目的で利用する場合（ <u>コワーキングスペース（1 人 1 席利用）</u> ）を利用する場合を除く。）の利用料金は、規定利用料金にその10割に相当する額を加算した額とする。 5 略	備考 1 ～ 3 略 4 営利又は営業の目的で利用する場合の利用料金は、規定利用料金にその10割に相当する額を加算した額とする。 5 略																																										

新旧対照表

○議案第64号 木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧																								
木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例 昭和54年 3 月29日 条例第11号 (開館、開場時間等) 第4条 体育施設の開館又は開場の時間及び休館又は休場の日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館又は開場の時間を変更し、又は臨時に休館又は休場とすることができる。	木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例 昭和54年 3 月29日 条例第11号 (開館、開場時間等) 第4条 体育施設の開館又は開場の時間及び休館又は休場の日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、開館又は開場の時間を変更し、又は臨時に休館又は休場とすることができる。																								
<table><tr><th>体育施設の名称</th><th>開館又は開場時間</th><th>休館又は休場日</th></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>木更津市営江川総合運動場（第1野球場、第2野球場、陸上競技場及び管理棟会議室）</td><td>午前8時30分から午後5時まで。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前6時から、又は午後7時30分まで開場することができる。</td><td>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</td></tr><tr><td>木更津市営江川総合運動場（庭球場及びサッカー場）</td><td>午前9時から午後5時まで。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前6時から、又は午後7時30分まで開場することができる。</td><td>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</td></tr></table> (使用料) 第15条 使用者は、別表第1から別表第5までに定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。	体育施設の名称	開館又は開場時間	休館又は休場日	略			木更津市営江川総合運動場（第1野球場、第2野球場、陸上競技場及び管理棟会議室）	午前8時30分から午後5時まで。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前6時から、又は午後7時30分まで開場することができる。	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで	木更津市営江川総合運動場（庭球場及びサッカー場）	午前9時から午後5時まで。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前6時から、又は午後7時30分まで開場することができる。	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで	<table><tr><th>体育施設の名称</th><th>開館又は開場時間</th><th>休館又は休場日</th></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>木更津市営江川総合運動場（野球場及び陸上競技場）</td><td>午前8時30分から午後5時まで。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前6時から、又は午後7時30分まで開場することができる。</td><td>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</td></tr><tr><td>木更津市営江川総合運動場（庭球場）</td><td>午前9時から午後5時まで</td><td>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</td></tr></table> (使用料) 第15条 使用者は、別表第1から別表第4までに定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。	体育施設の名称	開館又は開場時間	休館又は休場日	略			木更津市営江川総合運動場（野球場及び陸上競技場）	午前8時30分から午後5時まで。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前6時から、又は午後7時30分まで開場することができる。	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで	木更津市営江川総合運動場（庭球場）	午前9時から午後5時まで	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
体育施設の名称	開館又は開場時間	休館又は休場日																							
略																									
木更津市営江川総合運動場（第1野球場、第2野球場、陸上競技場及び管理棟会議室）	午前8時30分から午後5時まで。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前6時から、又は午後7時30分まで開場することができる。	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで																							
木更津市営江川総合運動場（庭球場及びサッカー場）	午前9時から午後5時まで。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前6時から、又は午後7時30分まで開場することができる。	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで																							
体育施設の名称	開館又は開場時間	休館又は休場日																							
略																									
木更津市営江川総合運動場（野球場及び陸上競技場）	午前8時30分から午後5時まで。ただし、使用に支障がないと認めて許可したときは、午前6時から、又は午後7時30分まで開場することができる。	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで																							
木更津市営江川総合運動場（庭球場）	午前9時から午後5時まで	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで																							
別表第1（第15条） <table><tr><th rowspan="2">使用区分</th><th>使用時間</th><th colspan="2">2時間の使用につき</th></tr><tr><td></td><td>午前9時から午後5時まで</td><td>午後5時から午後9時まで</td></tr></table>	使用区分	使用時間	2時間の使用につき			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	別表第1（第15条） <table><tr><th rowspan="2">使用区分</th><th>使用時間</th><th colspan="2">2時間の使用につき</th></tr><tr><td></td><td>午前9時から午後5時まで</td><td>午後5時から午後9時まで</td></tr></table>	使用区分	使用時間	2時間の使用につき			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで										
使用区分		使用時間	2時間の使用につき																						
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																						
使用区分	使用時間	2時間の使用につき																							
		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																						

略		
貝渚庭球場（1コートにつき）	略	略
略		

備考 略

別表第2（第15条）

使用区分	使用時間	午前	午後	全日	全日以外の使用（2時間30分以内）
		午前8時30分から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分以前及び午後5時以降
市営野球場	略				
市営野球場ミーティングルーム	2時間の使用につき			略	

備考 略

別表第3（第15条）

使用区分	2時間の使用につき
陸上競技場	競技場 略 会議室 略
サッカー場	アマチュアスポーツに使用する場合 2,630円 その他の場合 10,520円

備考

1～3 略

4 使用者が、アマチュアスポーツに使用する場合において、サッカー場の半面以下を使用するときの使用料は、本表に規定する使用料の5割に相当する額とする。

別表第4（第15条）

使用区分	使用時間	午前	午後	全日	全日以外の使用（2時間30分以内）
		午前8時30分	午後1時から	午前8時30分	午前8時30分

略		
庭球場（1コートにつき）	略	略
略		

備考 略

別表第2（第15条）

使用区分	使用時間	午前	午後	全日	全日以外の使用（2時間30分以内）
		午前8時30分から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分以前及び午後5時以降
野球場	略				
市営野球場ミーティングルーム	2時間使用につき			略	

備考 略

別表第3（第15条）

使用区分	2時間の使用につき
陸上競技場	競技場 略 会議室 略

備考

1～3 略

使用区分	から午前12時 まで	午後5時まで	から午後5時 まで	以前及び午後 5時以降
江川総合学生野球チ 運動場第一ム	1,660円	2,470円	4,130円	460円
1 野球場	一般野球チ ム	2,470円	3,320円	5,790円
	職業野球チ ム	4,980円	6,640円	11,620円
江川総合学生野球チ 運動場第二ム	1,350円	2,010円	3,360円	380円
2 野球場	一般野球チ ム	2,010円	2,700円	4,710円
	職業野球チ ム	4,050円	5,400円	9,450円
江川総合運動場管理 棟会議室	2時間の使用につき			380円
江川総合運動場庭球 場（1コート）	2時間の使用につき			500円

備考

- 1 本市の住民でない者（本市に勤務先を有する者及び職業野球チームを除く。）が本表の体育施設を使用するときの使用料は、本表に規定する使用料（以下この表において「規定使用料」という。）にその5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 江川総合運動場管理棟会議室及び江川総合運動場庭球場（1コート）の使用時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰り上げ1時間（1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。）につき、規定使用料の5割に相当する額とする。

別表第5（第15条）

付属設備	単位	金額
略		
電光式得点表示盤（体育 館）	略	略
略		
放送設備（江川総合運動	略	略

別表第4（第15条）

付属設備	単位	金額
略		
電光式得点表示盤	略	略
略		
放送設備（陸上競技場）	略	略

場)					
写真判定機	略	略	写真判定機	略	略
電光掲示板（江川総合運一式		1,150円			
動場第1野球場)					

新旧対照表

○議案第65号 木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧										
木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例 平成24年3月24日 条例第6号 (名称及び位置) 第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市わかば子育て支援センター</td><td>木更津市大和三丁目2番4号</td></tr> <tr> <td>木更津市請西子育て支援センター</td><td>木更津市請西東七丁目2番地1</td></tr> </tbody> </table> (休館日) 第4条 支援センターの休館日は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) 日曜日(木更津市請西子育て支援センター(以下「請西支援センター」という。)に限る。) (2) 土曜日(木更津市わかば子育て支援センター(以下「わかば支援センター」という。)に限る。) (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前3号に掲げる日を除く。) (開館時間) 第5条 支援センターの開館時間は、次の各号に掲げる支援センターの区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。 (1) わかば支援センター 午前8時30分から午後5時15分まで (2) 請西支援センター 午前8時30分から午後5時まで(土曜日にあつては午前8時30分から正午まで) 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、前項第1号に規定する開館時間を変更することができる。 3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第1項第2号に規定する開館時間を変更することができる。 (指定管理者による管理)	名称	位置	木更津市わかば子育て支援センター	木更津市大和三丁目2番4号	木更津市請西子育て支援センター	木更津市請西東七丁目2番地1	木更津市子育て支援センターの設置及び管理に関する条例 平成24年3月24日 条例第6号 (名称及び位置) 第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木更津市請西子育て支援センター</td><td>木更津市請西東7丁目2番地1</td></tr> </tbody> </table> (休館日) 第4条 支援センターの休館日は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認める場合は、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。) (開館時間) 第5条 支援センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日は午前8時30分から正午までとする。 2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。 (指定管理者による管理)	名称	位置	木更津市請西子育て支援センター	木更津市請西東7丁目2番地1
名称	位置										
木更津市わかば子育て支援センター	木更津市大和三丁目2番4号										
木更津市請西子育て支援センター	木更津市請西東七丁目2番地1										
名称	位置										
木更津市請西子育て支援センター	木更津市請西東7丁目2番地1										

第6条 市長は、支援センターの設置の目的を効果的に達成するため、<u>請西支援センターの管理</u>を指定管理者に行わせるものとする。	第6条 市長は、支援センターの設置の目的を効果的に達成するため、<u>その管理</u>を指定管理者に行わせるものとする。
2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第8条から第11条まで及び第15条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条（見出しを含む。）並びに第15条の見出し及び同条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。	
（利用者の範囲）	（利用者の範囲）
第8条 支援センターを利用できる者は、市内に住所を有する乳幼児及び保護者等とする。ただし、<u>市長</u>が特に必要があると認めるときは、この限りでない。	第8条 支援センターを利用できる者は、市内に住所を有する乳幼児及び保護者等とする。ただし、<u>指定管理者</u>が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
（利用の許可）	（利用の許可）
第9条 支援センターを利用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。	第9条 支援センターを利用しようとする者は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。
（利用の不許可）	（利用の不許可）
第10条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援センターの利用の許可をしないことができる。	第10条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援センターの利用の許可をしないことができる。
（1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。	（1） 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
（2） 営利を目的とする興行、その他これに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。	（2） 営利を目的とする興行、その他これに類する行為を行うおそれがあると認められるとき。
（3） 支援センターの設置の目的に反する行為を行うおそれがあると認められるとき。	（3） 支援センターの設置の目的に反する行為を行うおそれがあると認められるとき。
（4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき。	（4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になるとき。
（5） その他支援センターの管理運営上支障があると認められるとき。	（5） その他支援センターの管理運営上支障があると認められるとき。
（利用許可の取消し等）	（利用許可の取消し等）
第11条 <u>市長</u>は、第9条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。	第11条 <u>指定管理者</u>は、第9条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。
（1） 法令又はこの条例その他これに基づく規則等に違反したとき。	（1） 法令又はこの条例その他これに基づく規則等に違反したとき。
（2） 利用許可条件に違反したとき。	（2） 利用許可条件に違反したとき。
（3） 支援センターの設置の目的に反する行為を行うおそれがあると認められるとき。	（3） 支援センターの設置の目的に反する行為を行うおそれがあると認められるとき。
（4） その他支援センターの管理運営上支障があると認められるとき。	（4） その他支援センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料)

第14条 支援センターの使用料は、無料とする。

(一時預かりの使用料)

第15条 前条の規定にかかわらず乳幼児の一時預かりを利用する者は、一時預かりの利用後、利用時間数に応じた額の一時預かりの使用料を市長に納付しなければならない。

2 一時預かりの使用料は、次表に定める金額とする。

乳幼児の区分	乳幼児1人あたりの <u>使用料</u> （1時間につき）
3歳未満	400円
3歳以上	300円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算する。

3 第6条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、前項の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が一時預かりの利用料金を定めるものとする。

4 前項に規定する一時預かりの利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金)

第14条 支援センターの利用料金は、無料とする。

(一時預かり利用料金)

第15条 前条の規定にかかわらず乳幼児の一時預かりを利用する者は、一時預かりの利用後、利用時間数に応じた額の一時預かり利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 一時預かり利用料金は、次表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

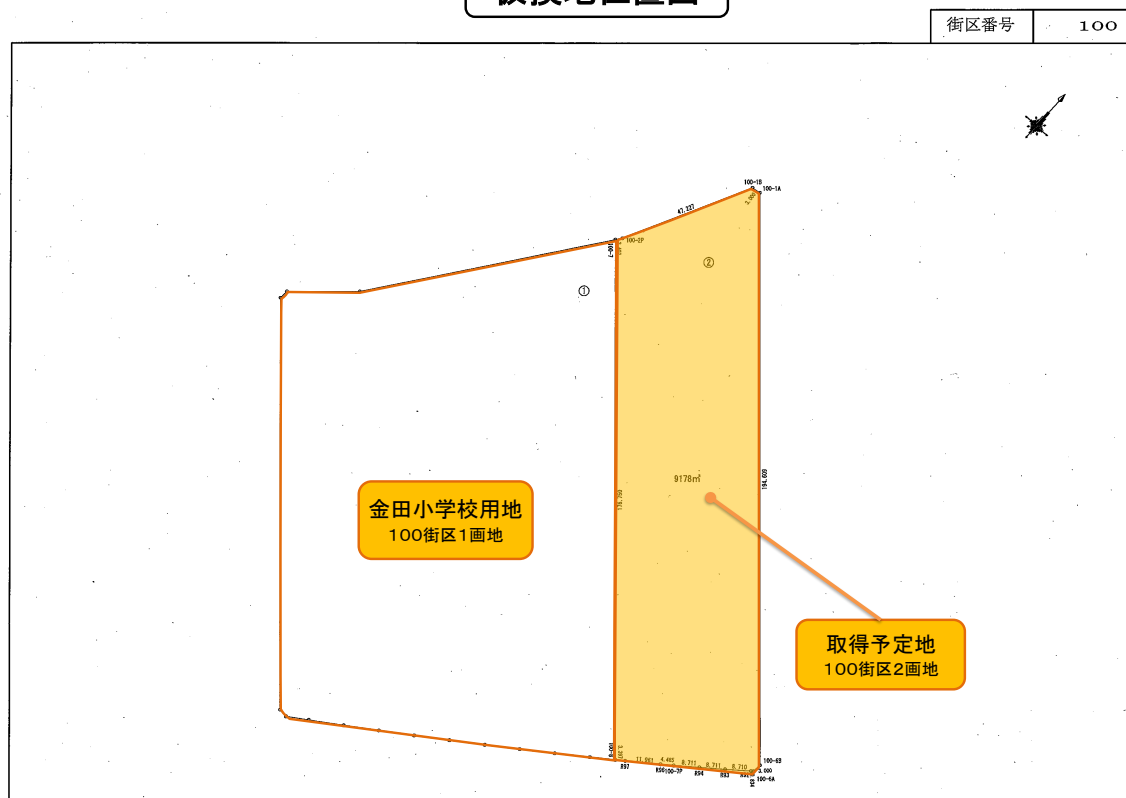
乳幼児の区分	乳幼児1人あたりの <u>利用料</u> （1時間につき）
3歳未満	400円
3歳以上	300円

3 前項に規定する一時預かり利用料金は、指定管理者の収入とする。

位置図

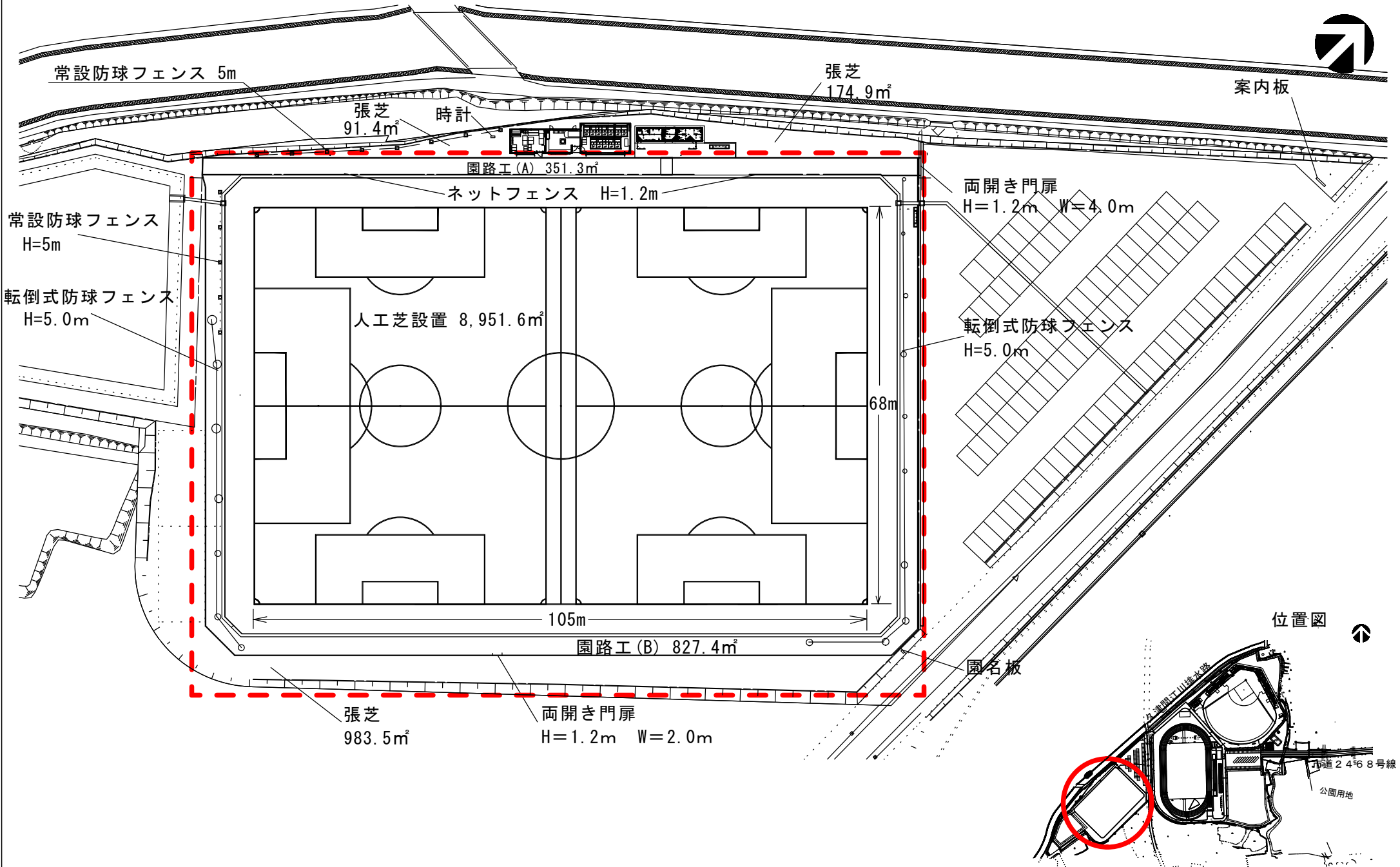


仮換地位置図



施設計画平面図(サッカー場)

S=1 : 600



議案第67号 入札結果調書

議 案 番 号	議案第67号		
工 事 名	江川総合運動場拡張整備（サッカー場）施設整備工事		
入 札 年 月 日	令和4年7月20日		
入 札 業 者 及び 入 札 額 ○印は落札者	1	株式会社ケンソー	207,000,000円
	2	中央建設株式会社	219,480,000円
	3	○ セントラル株式会社	175,000,000円
	4	谷中造園土木株式会社	217,000,000円
	5	興和建设株式会社	失格
	6	羽山建設有限会社	218,760,000円
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
入 札 回 数	1回		2回
最低入札額	175,000千円		—
最高入札額	219,480千円		—
落 札 率	73.2パーセント		
工 期 限	令和5年7月31日限り		

*契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税の額を加えたものである。



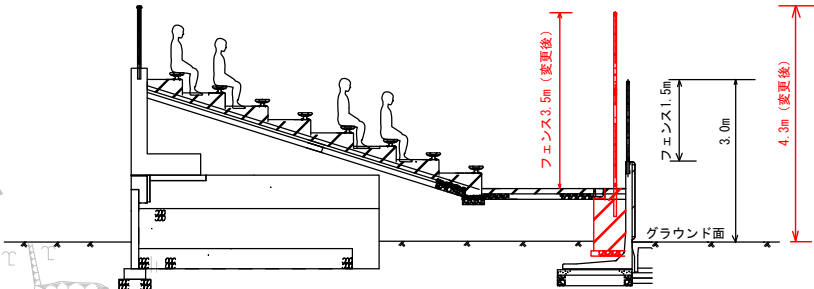
内野スタンド1塁側
714席

内外野フェンス
擁壁1.5m+フェンス1.5m
フェンス3.5m

内野スタンド3塁側
714席

グラウンド

内野スタンド断面図



○変更内容

江川総合運動場拡張整備（野球場）施設整備工事		
契約金額	変更前	385,000,000 円
	変更後	410,054,700 円
差 額		25,054,700 円

○変更理由

関係競技団体と野球場施設について精査した結果、観戦者の安全性の向上を図るため、内野スタンドのフェンスを高くする飛球対策を実施するなどの変更を行う。

新旧対照表

○議案第69号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

新	旧				
千葉県市町村総合事務組合規約 昭和30年10月28日 千葉県告示第496号 別表第1（第2条関係） 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合 別表第2（第3条第1項関係） <table border="1"> <tr> <td>共同処理する事務</td><td>共同処理する団体</td></tr> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体	千葉県市町村総合事務組合規約 昭和30年10月28日 千葉県告示第496号 別表第1（第2条関係） 千葉市 銚子市 市川市 船橋市 館山市 木更津市 松戸市 野田市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ケ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ケ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 君津中央病院企業団 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 安房郡市広域市町村圏事務組合 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 東総広域水道企業団 君津富津広域下水道組合 八匠水道企業団 山武郡市広域水道企業団 印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合 別表第2（第3条第1項関係） <table border="1"> <tr> <td>共同処理する事務</td><td>共同処理する団体</td></tr> </table>	共同処理する事務	共同処理する団体
共同処理する事務	共同処理する団体				
共同処理する事務	共同処理する団体				

略		略	
第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>四市複合事務組合</u> 長生郡市広域市町村圏組合 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 君津富津広域下水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合	第3条第1項第11号に掲げる事務	銚子市 館山市 茂原市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 浦安市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 印西市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合 東葛中部地区総合開発事務組合 鋸南地区環境衛生組合 佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合 山武郡市環境衛生組合 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合 印旛衛生施設管理組合 印西地区衛生組合 東総衛生組合 夷隅環境衛生組合 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 一宮聖苑組合 印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 君津郡市広域市町村圏事務組合 <u>安房郡市広域市町村圏事務組合</u> <u>長生郡市広域市町村圏組合</u> 匝瑳市横芝光町消防組合 山武郡市広域行政組合 香取広域市町村圏事務組合 佐倉市八街市酒々井町消防組合 東総地区広域市町村圏事務組合 印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合 印旛郡市広域市町村圏事務組合 君津富津広域下水道組合 印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合
略		略	